平成２１年（フ）第４７０号
兵庫県明石市大久保町福田２丁目５－９
債務者　和田　真弓
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４７５号
兵庫県明石市西新町１丁目21－８－402
債務者　酒井明夢美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４７６号
兵庫県明石市小久保３丁目18－９－301
債務者　倉橋茂登子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４７９号
神戸市西区北別府４丁目2091－３　たけさだハイツ303
債務者　守島　藤男
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６６７号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台28－103号、申立時の住所奈良市神功１丁目４番地の31
債務者　髙橋　信子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７５９号
奈良市帝塚山中町１番６号
債務者　中谷　晃子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７８６号
奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘１丁目９番４号
債務者　岸本　章子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７９１号
奈良県生駒郡三郷町勢野東６丁目11番11号－１号室
債務者　瀬野　昌美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３７８号
山口県下関市長府惣社町２番48号　湊アパート102号
債務者　湊　　久江
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
山口県下関市宝町11番17号
債務者　粂井　明香（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ａ－104号
債務者　寺山　範明
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
山口県下関市新垢田東町２丁目３番11号　ニューヴィラ新垢田101号室
債務者　古田　裕亮
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
山口県下関市田中町１番23号　ポラスタ田中町302号、前住所山口県下関市長府八幡町４番Ｒ１－507号
債務者　野澤　優子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
山口県下関市貴船町３丁目６番１－402号　エイルヴィラガーデンヒル貴船
債務者　清水　信吾
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
沖縄県浦添市仲間２丁目21番５－101号　コンフォート・ティダピ
債務者　中本　玲奈
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４７２号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目149番地
債務者　宮平　　香（旧姓玉那覇）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５９４号
さいたま市浦和区東仲町31番19号　五十嵐荘20号
債務者　澁川　新二
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係